

撰集抄の構造

——西行仮托説話の発想と傾向をめぐって——

谷 口 耕 一

盾を包含しているのである。

しかしそれにも拘らず、私にはひとつの懸念が払拭しきれぬまま残されている。それは、あのような稚拙な仮托を構想し、『撰集抄』成立の時と所とを寿永二年、善通寺に設定した作者の側の事情、あるいは意図である。例えば巻三第八話（以下「三ノ八」というように略記する）に見る、次の疑問はどのようにに解釈すれば解消するのであろうか。

美濃国に里人から正直坊と慕われる僧がいた。この男は五年もの間、二日あるいは三日と、里人の家を順に訪れては奉仕を重ねていたのだが、ある時ふつりと姿が見えなくなってしまう。不審に思った村人達が山中に分け入ってみると、ある山の麓に西面して端坐、息絶えているのが発見されたのである。後に保延二年二月十五日附の書き置きが残されていた。人々はその姿に寸分違わぬよう形体をうつしとどめて安置し、その正直坊の功德を顕彰したという。

『撰集抄』中に嵌め込まれると、二月十五日の入寂といい、

「撰集抄」は跋文に、「寿永二とせむつきのしものゆみはりに、讚州善通寺の方丈の庵にて「脱稿したと記している。序文には、「過にしかた四十余年の霜をいたゞき」との告白があるのだから、「撰集抄」の作者は寿永二年（一一八三）頃には四十余歳であったと推測するのは当然である。寿永二年の西行は六十六歳、「撰集抄」の作者たりえぬことは自明の理である。しかも「撰集抄」は、西行仮托の主人公の出家の年次を二度にわたって「長承のすゑ（へ）のとし」と証言しているのであるから、長承四年（一一三五）から寿永二年まで単純に計算してみても四十八年となり、作者の年齢が四十余歳というのは、西行の実年齢を確かめなかつた結果としても、拙劣にすぎる仮托と言わざるを得ない。このように、「撰集抄」は、西行仮托の書ともみても、西行以外の作者の閥歴を記したものとみても、内部に矛盾

創作臭の漂う、それでいて特に新しさのない説話であるが、作者が「保延のむかし」を恋うて、次のような「評論」を附加している点は見逃すことができない。

……此事き、侍しに、あまりにたふとく侍りしかば、かの国にまかりくだりて、うつしとめ奉るすがたをも、はひけんし侍らんとおもひはじめて、すでに、備前のほそたに川までいで侍りしかば、こ、ちのなやましくて、ゆくさきの道もいぶせくおもひやられて侍りしかば、それよりおもひかへして、きびつみやにかへり侍りき。

その、ちは、つれもなきこ、ろにて、くちせぬ御かたちにて侍ればと、こ、ろひとつをやりて、いまはとしのたけぬるぞかし。よくゑんもうすく侍るにこそと、かへすぐこ、ろうく侍り。……

「かの国」とは美濃国を指す。美濃国へ下るために備前の細谷川まで出向き、所労のため吉備津宮へ引き返したとの証言を信ずるならば、『撰集抄』の作者はこの旅の起点をどこに設定していたのであろうか。

「ほそたに川」は『万葉集』『狭衣物語』『金葉集』『義経記』等の用例に見る限り、固有名詞ではなく、単に「細い谷川」を意味するにすぎぬようであるが、いずれにせよこは、『古今集』巻二〇「まがねふくきびの中山おびにせるほそたに川のとのさやけさ」(一〇八二番)⁽²⁾、あるいは『新千載集』巻七「思ひ立つ吉備の中山とほくとも細谷川のおとづればせよ」(七五九番)とある、吉備の細谷川のことである(現在その名をもつ川がある)。「撰集抄」の通例として、『古今集』に用例の見える

歌枕的地名を引くことには、いささかの唐突感もないけれども、美濃国へ下る途次に備前の細谷川を配した作者の意図は、この主人公の旅の起点を備前の細谷川より西、あるいは南に設定していたと把握する以外、解釈の術がない。それはつまり、西行仮托の主人公が備前の細谷川より西、あるいは南にいたことと同義である。とすればこれは、『撰集抄』が「讃州善通寺の方丈の庵」で脱稿されたと言明する跋文とみごとに呼応しているのではないか。少くともこの三ノ八の説話から窺う限り、西行仮托の主人公が東へ再度旅立ったという気配はない。

西行が讃州白峰に崇徳院の霊を弔い、善通寺に一時期をすごした折の、四国への渡海コースは備前の児島からであった。

「撰集抄」の作者が、西行によって「善通寺の方丈の庵」で「撰集抄」が編纂されたと仮托したとするならば、この三ノ八の説話の旅程は、西行の四国への渡海コースを逆に辿ったと推測され、美濃国へ下る途次に備前の細谷川が配置されることに矛盾はない。跋文にいう、「讃州善通寺の方丈の庵にてしるしおはりぬ」という一条は、単なる脱稿場所の仮托にとどまらず、「撰集抄」全体を貫通させようとした、ひとつの視点でもあったらしいのである。

勿論、ここに述べた意図が「撰集抄」の中に貫徹しているわけではない。例えば、五ノ一〇には、その説話の登場人物を、「ちかき比、あふみの国におのこ侍りき」と紹介して話を始めるにも拘らず、「さぬきの国しど、云所にて、……往生し侍り」と結んでいる。即ちこの説話の視座は都に置かれていてとみてよいようである。また五ノ一四は、奈良の京で西行が俊恵

と歌物語を交わした折、「さぬきの国多度のこほりに、かたのごとく庵をむすびて侍りしに」と、善通寺での一時期を過去の事柄として俊恵に語るという設定になっている。

しかし、このような一貫性を欠いた構想の中にも、『撰集抄』の作者が西行仮托の主人公の居所を備前国以遠に設定した点だけは見逃すわけにはいかない。それはつまり『撰集抄』は序文・跋文を含めて西行に仮托された説話集であったということ、その錯誤は史的事実を精査することなく、説話が多分に観念的に創作されたためであったこと、などの諸点を示唆していると思えるからである。

以下この論では以上の諸点を確認するために、西尾光一氏が、「第一人称で、助動詞「き」を主用して叙述されている紀行的・随筆的発想の説話」(以下、「西行仮托説話」と略称する)として一括された三十一話と、序・跋を中心に据えて、西行仮托の発想と傾向を明らかにしてみたいと考えている。この三十一話を採用する理由は、『撰集抄』の諸相が、この三十一話に集約されていると思うからである。

二

『撰集抄』の中には、説話の構成上から言っても表現上から言っても、類似の発想に基づくものと看做さざるを得ない説話が存在している。例えば五ノ一一「江口柱本尼連歌事」と九ノ八「江口遊女歌之事」の二話がその代表的な事例である。小島孝之・木下資一両氏の詳述されたように、この両話はそれぞれ

の使用する語句・章句に顕著な一致を見せているにとどまらず、説話全体の構成も酷似しているのである。小島氏はここから、「一つの説話の創作が、又新たな一つの説話を創作する契機になるという関係を読みとれるように思われる」と述べておられる。

五ノ一一と九ノ八との関係について述べられた、以上の見解が妥当なものとするならば、二ノ二「青蓮院真誉法眼之事」と九ノ一一「覚英僧都事」との、二話の関係も同様のものとして追認することが可能であると思われる。この二話に登場する真誉は鳥羽院の八宮、覚英は後二条関白藤原師通の男である。ともに三千禅徒の貫主に昇りうる人であったにも拘らず、真誉は十八歳、覚英は二十歳の時いずこともなく逐電、杳として行方が知れなかったのであったが、真誉は筑前国小野里、覚英は陸奥国信夫郡くづの松原に、次のような文面の書き置きを残していたことによって、その後の諸国流浪の様が知れたという。

〇二ノ二

昔は天台山の禅徒として、三千の貫主にいたらむ事を思ひ、今は小野の山中に住て、弥陀の来迎に預ん事を願ふ。

よの中はうきふししげきくれ竹のなど色かへでみどりなるらん

久寿二年三月九日、青蓮院法眼真誉

〇九ノ一一

昔は応理円宗の学徒として、公家の梵筵につらなり、今は諸国流浪の乞食として、おほりをくづの松の原にとる。

世の中の人にはくづの松原とよばる、名こそうれししか

りけれ

于時、保元二年二月十七日、權少僧都覺英、生年四十一、申の刻におはりぬ

この二話は夙に西尾光一氏が指摘されたように錯誤が多く、

創作性を感じさせる説話である。二話を対照すると、作者が一対の説話として『撰集抄』中に按排したかの感がある。真誉と覺英の出自を、一方は鳥羽院の八宮、一方を後二条関白師通の息とし、ともに当時の最高の家系に求めている。また一方を十八歳で出奔し筑前国に書き置きを残したと描き、他方を二十歳で失踪、陸奥国に書き置きを残して寂したと設定するところにも、対照性が読みとれる。これらの点については後述するが、今ここで重要と思えることは、そこに残されていたという書き置きの書式である。ここには、「昔は……、今は……」という比較対照が共通して見られ、それぞれ一首の歌を挿んで年月日が記され、後に署名がされている。ここに見える、「昔は天台山の禅徒として、三千の貫主にいたらむ事を思ひ」という一文と、「昔は応理円宗の学徒として、公家の梵筵につらなり」という一文は、例えば一ノ一「増賀上人之事」に、「極位極官をきはめて公家のぼんゑむにつらなり、三千のせんとにいつかれんとおもへるも、名利の二をはなれず」という表現があるところを見ると、『撰集抄』作者にとって唾棄すべき対象であった「名利の二」を表現するときの常套句と思えるから、真誉と覺英との実際の書き置きを写したものと到底看做しえない。つまり、この二つの書き置きは、机上の創作らしく思えるのである。少くとも文飾は創作とみてよいと思われる。

ここに登場する真誉は鳥羽院の八宮とされているが、『本朝皇胤紹運録』には名を載せていない。署名中に見える青蓮院は、『青蓮院門跡系譜』に伝教大師最澄以下の名を載せるが、実質は行玄が初祖である。系譜上、真誉の兄にあたるはずの七宮覺快法親王は、行玄の「瀉瓶弟子」(『青蓮院門跡系譜』)であるから、真誉を實在の人物と仮定した場合、七宮覺快と同じく、青蓮院座主行玄に事えていたものとみなさざるをえない。そこで改めて『本朝皇胤紹運録』を繙いてみると、七宮の次に「最忠法親王」の名を載せている。註記は「山」「无品」とあるから、比叡山の僧であつたらしいが、その註記は五宮覺性、六宮道惠、七宮覺快に比して著しい落差が目立つ。覺性は仁和寺御室、道惠は園城寺長吏、覺快は天台座主にそれぞれ任じ、「極位極官をきはめて公家のぼんゑむにつらなり、三千のせんとにいつかれ」る地位に到っている。この三人の兄に比較すれば、最忠の註記の簡略さが一際目立つ。ともかく最忠には何らかの事情があつたらしく見えるのである。とすれば、最忠と真誉を同一人物と想定することも一応可能である。改名に関しては、五宮本仁が、法名信法を覺性と改めている。因みに、この最忠は、当時の記録類にしばしば名を出す、慈円の弟にあたる「最忠、法印權大僧都」とは別人である。

ともあれ、『撰集抄』の記述を一応信じて、真誉を覺快の弟と考えてみる。覺快は養和元年(一一八一)十一月に四十八歳で寂しているので、その生年は長承三年(一一三四)ということになり、真誉の生年は必然的に長承三年以降となる。すると、久寿二年(一一五五)に兄覺快は二十二歳であるから、そ

の頃に眞譽を「御よはひはたちにおよびたははぬほど」と設定する『撰集抄』の記述に合致しうるのである。今、眞譽の年齢を久寿二年に二十歳であつたと仮定すると、その生年は保延二年（一一三六）となる。行玄が青蓮院に住して天台座主として寺務を執つたのが保延四年（一一三八）から久寿二年（一一三五）に到る十七年間であるから、眞譽が七歳で登山して行玄に師事したという年は、行玄の在任中である康治元年（一一四二）となり、説話の年次に矛盾は来さない。ところが、「長承のすゑ（へ）の年」（長承四年（一一三五））に既に出家しているはずの西行仮托の主人公が、眞譽登山の折、「御とも」を仕つたと二ノ二には記されている。この場合、同じ西行仮托説話でありながら、長承四年という年次の方に錯誤があると見るべきであらう。

一方、覚英は後二条関白藤原師通の男であると記されている。「尊卑分脈」には師通の息として、忠実・家政・家隆の名を載せるのみであるが、『大覚寺門跡次第』に、「覚英少僧都／後二条師通公男」とあるので、『撰集抄』の記述はこの点に關しては信憑性があるものと見てよい。覚英の師にあたる一乗院の覚信大僧正は師実の子、覚英の父師通の弟であるから、覚英から見た場合叔父にあたる。そしてその弟に行玄がいることも注目される。覚信は「尊卑分脈」「大覚寺門跡次第」に保安二年二月八日寂とあり、「僧綱補任抄出」「興福寺寺務次第」「興福寺三綱補任」に同年五月八日寂とあるが、いずれにしても保安二年（一一二二）の入寂とみてよい。『撰集抄』の記述によれば、覚英は保元二年（一一五七）に四十二歳とあるので、生年は永

久五年（一一一七）ということになり、承德三年（一一〇九）六月に三十八歳で薨じた父師通の薨後十八年の出生となるのみならず、師覚信の寂した時、わずか五歳であつたという計算になる。従つてここは西尾光一氏の言われるように、保元二年という年次に錯誤があるものとみなさざるを得ない⁽⁶⁾。

このように考えてくると、『撰集抄』は名の特定できる人物については、或いはかなりの知識を有していたのではないかと臆測されるのであるが、そこに記される年次については信頼の置けないものが多く混入しているようである。計算上、「久寿二年」は史実として錯誤はなかつたのであるが、文章の定型化、書式の類似、年代の錯誤等を勘案すると、この眞譽と覚英の残した書き置きは、『撰集抄』作者の創作であつたとみてよいようである。

しかも、ここで計算上史実でありえた「久寿二年」という年次も架空のものであつて、その史実との合致は暗合であつたかも知れない点を示唆する現象が、『撰集抄』中に見えている。というのは、『撰集抄』の作者は時を明記する必要のある文書の中では、不思議と「二年」に拘泥しており、他の年次は、時の明記された文書中には一例も出現しないのである。例示しておく、前引の「久寿二年」「保元二年」の外に次のようなものがある。

○保延二年二月十五日、も、すちりゆがみ房まがりながら往生しぬ。（三ノ八）

○天徳二とせのむ月の十日あまりの比、あふみのかみをのぞめる状の……（八ノ二六）

その他、年次を「二年」と載せる説話は五ノ一一があり、上掲の用例と併せて計五例となる。このうち、「保延二年」の説話は、前記した美濃国の僧に関するもので、西行仮托説話三十一話に準ずるものと言える。また「天徳二とせ」は、「本朝文粹」巻六に載せる「請_テ殊蒙_ニ天恩_ヲ被_リ遷_ニ山城守_ト兼_テ任_ニ近江権介_ト」に、「天徳二年正月十一日。從四位下行木工頭小野朝臣道風」と署名があるとおり史実である。卷八の特殊性については小島孝之氏の論に詳しいので、それを参照されたいが、こゝも「本朝文粹」を介しての知識と思われる。

これら引用文書の中に必ず出現する「二年」と明記された年次が、「撰集抄」の中ではやや特殊な部類に属することを確認するため、年次に関する用例をすべて拾ってみると次のようになる（*印は西行仮托説話）。

- (1) 「一のはじめの年」「一のはじめつかた」……*一ノ七、六ノ二、八ノ三（三例）
- (2) 「一四年」……六ノ二、九ノ一（二例）
- (3) 「一十五年」……四ノ五（一例）
- (4) 「一の末」「一の末の年」「一の末の比」……六ノ二、六ノ三、*六ノ八、*七ノ一〇、八ノ八、*九ノ七（六例）
- (5) 「一の年」「一の比」……*一ノ七、四ノ四、六ノ二、*七ノ一三、*七ノ一三（五例）

このうち(1)に挙げた、一ノ七「保元のはじめの年」は鳥羽院の崩年、六ノ二「りんんとくのはじめのとし」は中国の栄公の歿年として設定されている。鳥羽院は保元元年七月に五十四歳で崩じており、これを「契機」として保元の乱が惹き起されたこと

は周知のとおりである。従つて鳥羽院の崩年を「保元のはじめの年」と記す『撰集抄』の記述は歴史事実に則したものと認めやすい。一方、「栄公」というのは、「列子」第一天瑞、「説苑」第七雜言に見える栄啓期を指している。しかし、「列子」「説苑」あるいはそれらから説話を構成したと思われる「今昔物語集」巻一〇ノ一〇では、栄啓期は孔子の同時代人として描かれているのであるから、「列子」などを参看したとすれば、栄啓期の歿年を、唐の高宗の治世「りんんとくのはじめのとし」に設定するという致命的な過失を犯すはずはない。とすれば、『三教指帰』『晋家文章』『和漢朗詠集』（二篇）に栄啓期に言及する詩を載せるので、そのいずれかに拠つたものであろう。特に「朗詠集」は『撰集抄』との関係が密接であり、六ノ二の文章中には「朗詠集」を出典とする章句を切り貼りしてちりばめた部分があるので、出典は「朗詠集」に仰ぐべきかと考えられる。『撰集抄』が「栄公」を中国の天子と誤認しているらしい点も、「朗詠集」では、朝綱の句は「帝王」の部に編入されているので、それに拠つたと考えれば納得がゆく。いずれにしても、これらの詩からは栄啓期の歿年は臆測さえ不可能である。「りんんとくのはじめのとし」とは『撰集抄』作者の捏造と見てよいと思われる。ただ、「麟徳」という年号は、わが国にも伝えられた麟徳曆（儀鳳曆）、則天武后の麟徳亭、あるいは玄奘三蔵の示寂年（麟徳元年）などに絡んで知られていたものである。特に玄奘三蔵の示寂年の借用らしく思われる。

次に(2)にあげた、六ノ二「治暦四年」は後冷泉院の崩年、九ノ一「てんとくよとせ」は内裏焼亡の年次として記されており、

ともに史実に合致している。

また(3)にあげた四ノ五「元和十五年」は顕基の出家の年次か薨年を指しているものとも読めるのであるが、「元和」という年号は、わが国では江戸時代に使用されたものであるから、こゝは唐の時代に使用された年号ということになる。とすると、これは、白楽天が元和十年(八一五)に江州司馬に左遷され、同十三年に忠州刺史、同十五年夏に罪を赦され都に帰還したという一連の事件を念頭においてのものらしい。この「元和十五年」という年号をめぐって、沼波政保氏が詳細な論を展開し、この説話の解釈にふれておられるので、詳細はそれに譲り、ここでは元和十五年という年号が一応史実として認定できる点を確認するにとどめておきたい。

このように見てくると、「撰集抄」の中に、「一の年」「二の年」「一の末の年」以外の年次が史的錯誤として見えている例は、唐土の榮啓期の歿年を麟徳元年とする例を除けば、都良香(承和元年(八三四)→元慶三年(八七九))を延喜(九〇一→九二三)の「はじめつかた」に登場させる例が、八ノ三に一例見えるだけということになる。この場合、「延喜」が純然たる年号を意識しているものか、醍醐天皇の治世を指しているものか、やや不分明ながら、八ノ二では良香を「宇多のみかどの御ころ」(在位仁和三年(八八八)→寛平九年(八九八))に登場させるのであるから、「撰集抄」の作者は、良香を宇多・醍醐二帝の時代の人と信じていたようである。これも道真、貫之、長谷雄、清行ら文化人の輩出した「延喜むらかみの二代」(六ノ二)という聖代意識と無縁ではないのであろう。

いずれにしても、「撰集抄」の作者は、自己の知識として正確な史実に通じている出来事については、一応正確な年次を記そうとした志向も読みとれるが、自己の知識にないもの、あるいは生半かな知識しかもっていないものについては、文献で確認するという労を惜しみ、凡その見当をつけた年号を単に記すか、榮啓期の例のように自己の知識にある年号を附会するか、あるいは、「延久のすゑのとし」(六ノ二)、「長承のすゑ(へ)のとし」(六ノ三、七ノ一〇)、「応和のすゑの年」(八ノ八)、「永暦のすゑ」(六ノ八)、「去ぬる永暦のすゑの比」(九ノ七)とするなど、捏造とも言える、多分に間に合せめな記述態度で「撰集抄」を綴ったものと見える。延久五年五月に崩じた後三条院の崩年を「延久のすゑのとし」(延久六年)と記したり、六年つづいた延久、四年つづいた長承、同じく四年つづいた応和に、「末の年」を設定するのはまだしも、年号が發布された翌年には既に改元されている永暦に対して、二度にわたって記される「永暦のすゑ」「永暦のすゑの比」という表現は極めておさまりが悪く、御都合的な表現をまぬがれえないのである。また前述したように、西行仮托の主人公の出家の年次を「長承のすゑ(へ)のとし」(六ノ三、七ノ一〇)とする点も、西行出家の史実に反するばかりか、「撰集抄」の内部においてさえ相互に矛盾していた。以上の点を勘案すれば、「撰集抄」中に使用されている年号は、その場の便宜による表現が多いとみなさざるを得ないのである。

ともあれ、一応の真憑性が要求され、年月日を明記する必要のある引用文書中にみえる年次が、いずれも「二年」であって

一例の例外もない点、「三年」という年次が『撰集抄』中に一例も見出せない点、更には「四年」「十五年」と明記される年次がすべて史的事実であった点は、特に注目すべき事柄であろう。というのも、「時に寿永二とせむつきのしものゆみはりに、讚州善通寺の方丈の庵にてしるしおほりぬ」という、跋文に見える「寿永二とせ」という年次も、以上述べた西行仮托説話の傾向と連関する発想に支えられた表現と思われるからである。長承の末年、即ち四年に出家したはずの西行仮托の主人公の年齢が、四十八年後の寿永二年になつても四十余歳と誤つた理由の一端は、これらの年号および年次の便宜的な設定に由来しているのに違いない。そしてこの跋文は、『方丈記』に、

于時建曆ノフタトセヤヨヒノツゴモリコロ、桑門ノ蓮胤、トヤマノイホリニシテコレヲシルス。

とあり、『閑居友』に、

その時は、永久四年の春、弥生の中のころ、西山の峯の方丈の草の庵にて記しおほりぬる

とあるように、定型化されたものであるから、時と所とを置換すれば、仮托はすぐさま成立するのである。『方丈記』は「記」の形式を忠実に踏襲しているので別としても、特に『閑居友』とは文章も近い。

また、讚州善通寺で『撰集抄』を編んだ時、西行仮托の作者が四十余歳であつたと記す序文の証言も、まったく信の置けないものである。西行仮托の主人公と交渉する人物で、説話に登場する時点の年齢の明記されている人々を、西行仮托説話の中から拾つてみると、そのほとんどが四十―六十歳に集中してお

り、十二例ほどの例があり、例外は三例にすぎない（『撰集抄』全体では二十二例に対し、例外は十一例である）。とすれば、「過にしかた四十余年の霜をいたゞき」という序文の記述も、『撰集抄』作者の西行仮托説話創作の際の常套手段であつて、信頼すべき何かに基づく説とは到底思えないわけである。

以上述べ来たことを勸案すると、『撰集抄』の序文と跋文とは、他の西行仮托説話と発想や傾向を同じくしており、西行に仮托された作文であり、口承の説話世界の中に、西行の事蹟を拾い集めて記述されたものとの想定さえ躊躇せざるをえないことにならう。つまり、『撰集抄』脱稿の時と所とが、寿永二年讚州善通寺に設定されているのも、やはりひとつの創作であつて、「過にし仁安のころ、西国はるくとしゆぎやうし侍りしつるでに、讚州みをさかのもりと云所にしばらくすみ侍りき」（一ノ七）とあるように、そこが単に西行ゆかりの地であつたにすぎないのであらう。その場合、その仮托を発想する根柢に、例えば仁治三年（一二四二）に善通寺を訪ねた道範阿闍梨が、そこを西行の入寂地と考えていたような（『南海漂流記』）、虚伝の存在を問うことができるか否か定かではない。ただ、『撰集抄』の作者は、西行をも、「一挙万里によちてとくをかくし」（三ノ八）という、自己の信奉する『摩訶止観』のドグマを實踐した人間、あるいは「今も昔も、実に心を発せる人は、かやうに古郷を離れ、見ず知らぬ処にて、いさぎよく名利をば捨てて失するなり」（『発心集』巻一ノ三）⁽¹³⁾ というような、抖擻行脚の先達として考えており、やはり西行の入寂地を、「すみし都をはなれて、へんどのおどろの下」（四ノ四）に設定したかつ

たのではなかったか。それが延ては、天台摩訶止観の学匠・実践家として著名であった増賀を巻頭話に据え、『撰集抄』一篇を西行に負託した理由の重要な部分をなすかとも思われるのである。いずれにしても『撰集抄』は序・跋を含めて西行に仮託された説話集であつて、序・跋を含めて貫通するひとつの発想と傾向は読みとることができると思われる。

叙上のように、『撰集抄』二ノ二、九ノ一一を中心とし、それに序・跋を併せて貫流する、作者の発想と傾向性とを論じてきたのであるが、二ノ二と九ノ一一とを対比することによつて、実はもうひとつの問題が析出される。つまり、江口の遊女に関する五ノ一一と九ノ八との関係がそうであつたように、二ノ二と九ノ一一とがともに創作性の強い説話であり、一類のプロットに基づいて案出された、いわば「対」の関係にある説話と見ることができるならば、対句のような説話創作の方法も、『撰集抄』の方法として無視しえぬ傾向と考えてよいのではないか、ということである。その点を確認するために、二ノ二、九ノ一一に更に四ノ六の説話を加えて分析を試みることにする。

三

『撰集抄』の西行仮託説話が登場人物の年齢を四十―六十歳に劃一化する傾向を有している点は前述のとおりである。そしてその中に三例ほど例外があつたことも既に記した。ところがこの三例のうち二例は単純に例外として切り捨てることのできない重要な問題を孕んでいるように私には思われる。因みにそ

の三例とは、二十歳未満で出奔した真誉(二ノ二)、同じく慶縁(四ノ六)、それに十一歳で諷誦を草したという実房(九ノ九)である。この中で、ともに二十歳未満という年齢で共通する二ノ二と四ノ六の二話は、前に二ノ二と九ノ一一とについて述べたのと同じく、両者の出自の高貴さ、将来を嘱望される才智に恵まれていた点、にも拘らずそれらを惜しみなく放擲して二十歳に満たぬ若さで出奔した等の、枝葉を等しくするのみならず、説話の構成もよく似通っている。

慶縁は『撰集抄』に、「久我の大臣の御子」、「東南院のゆいてひ」とある。「久我の大臣」とは源雅実(号久我太政大臣)か、その孫雅通(号久我内大臣)のいずれかを指しているであろうが、『尊卑分脈』にはこの両者の子に慶縁の名は見えない。雅実は大治二年(一一二七)二月十五日薨、六十九歳、雅通は承安五年(一一七五)二月二十七日薨、五十八歳である。

『撰集抄』には西行仮託の主人公と出会つたとき、慶縁は二十歳に満たぬ年頃であつたと記されている。西行仮託の主人公は長承四年(一一三五)に出家したと描かれているのであるから、仮に長承四年に慶縁が二十歳であつたと仮定すると、慶縁の生年は永久四年(一一一六)となり、その時雅実は五十八歳、一方の雅通は三歳となる。長承四年という年次は『撰集抄』の中で矛盾を来す便宜的な年次であつたのだが、その記述を一応信じて考えてゆくと、西行仮託の主人公が慶縁と出逢つた年次は当然出家後のこととなり、その年次は長承四年より下げることが可能だが、上げることが不可能なので、慶縁は雅通の子と考へざるを得ない。そのように考えた時、俊恵が慶縁と面識があ

つたと証言する『撰集抄』の設定にも合致しそうである。もしそうだとすれば、慶縁は久我通親の多分弟ということになり、通親の弟に「雅縁」という、「縁」という字の法名をもつ興福寺別当、大僧都もいるのであるから、「三千のぜむとにいつかれ給ふべき人たち」の一人として、ここに設定されることに無理はない。

ところが「東南院」というのは有慶のことと考えられるから、時代は全く噛み合わないことになる。有慶は『尊卑分脈』に延久三年（一〇七二）二月二十一日入寂とある。年齢は「東大寺別当次第」によれば八十六歳である。『東大寺別当次第』によると、有慶は貞嗣の子ではなく、祖父にあたる有国の子であつたらしく、『分脈』にもその旨註記がある。年齢は「東大寺別当次第」の有慶の還補の条に治暦三年（一〇六七）に七十九歳とあるので、延久三年には八十三歳であつたとも考えられるが、いずれにしても延久二年には別当を辞しているので、延久三年の入寂は信じてよい。この時雅実は十三歳、雅通は勿論生れていない。他に東南院に該当する人物は見当らないし、慶縁を雅実の子として考えても事情は同じで、有慶の寂した延久三年に父雅実は十三歳である。いずれにしても有慶と慶縁とを結びつけることは、「慶」という字が共通する点を除けば、年代的に無理が生じるようである。

因みに「東南院」について補足しておく、最近『今昔物語集』に絡んで注目されている覚樹をはじめとして、東南院の院主となつた人はこの時代には多くいる。そしてその中のほとんどは東大寺別当に補されているのであるが、それらの人々が

「東南院」と通称された徴証はない。従つて、『分脈』に「号東南院」と記される有慶をこの「東南院」に比定せざるを得ないのである。

叙上のように考えてくると、この四ノ六の説話も、慶縁が実在の人物であつたか否かに関らず、年代的に錯誤が甚しく、創作部分を多く含んだ説話と見ざるを得ない。そしてこの四ノ六に二ノ二、九ノ一を加えてみることにより、三話の対照性がより一層明確になりそうである。対照表を次に掲げてみる（括弧内は推測による）。

説話番号	二ノ二	四ノ六	九ノ一
登場人物	真誉法眼	慶縁得業	覚英僧都
父	鳥羽院	久我大臣 (源雅通)	後二条関白 師通
師	(天台座主行玄)	(東大寺別 当有慶)	興福寺別当覚信
流浪地	筑前国御笠郡 小野の里	越の国船 さか川	陸奥国信夫郡 くづの松原
出奔時の年齢	十八歳	十六、十七 歳くらい	二十歳あまりの頃
出奔の月	長月十日頃	神無月の頃	寒さ比ほひ

この表で見る通り、この三者の父・師・流浪地に著しい対照性が読みとれるはずである。三者は天皇家、撰関家、村上源氏の出自である。村上源氏は鎌倉時代の通親の存在、通光以降、

歴代太政大臣の家柄であった点を考えると、少くとも鎌倉時代においては、天皇家、摂関家と並んで貴頭の代表として描かれることに不思議はないであろう。またこの三者の師として、青蓮院の行玄大僧正（天台座主）、東南院の有慶大僧都（東大寺別当）、一乗院の覚信大僧正（興福寺別当）が考えられるところにも、何らかの意図が介在したものであろう。更にこの三者の流浪地が筑前、越、陸奥国に設定されていることは、特に意を引かれるところである。前引のように、「今も昔も、実に心を発せる人は、かやうに古郷を離れ、見ず知らぬ処にて、いさぎよく名利をば捨てて失するなり」という『発心集』の考え方、あるいは、「すみし都をはなれて、へんどのおどろの下」（四ノ四）で野垂れ死にをするような人物を偶像視する『撰集抄』の考え方から見れば、「すみし都」「古郷」を遠く離れた東、西、北の果て、陸奥、筑前、越国が「見ず知らぬ処」「へんど」として舞台設定されていることは、いかにも相応しい。しかし相応しいということは、この場合、ある種の意図が介在していることと同義であると私には思われる。やはり、二ノ二と四ノ六と九ノ一一の三話には、相互の連関とともに、何らかの創作性を認めなくてはならないようである。更に西行仮托の主人公の居所として設定された讃州善通寺を南の辺土として、この三話に加えてよいかも知れない。善通寺が「南」として意識されている例は、道範の紀行が『南海漂流記』という書名をもっていることで認められるであろう。

更に、四ノ六の説話は登場人物、筋の組み立てにおいて二ノ二、九ノ一一に近似するにとどまらず、現象面として文中に次

のような注目すべき一条を残しているのである。

まどくれ竹のふたはにて、よ、をこむるふしのひあさきは
どのいとけなさに、おもひたちて出たまひけん心の中、か
へすぐ、たうとくも侍り。

この一条は二ノ二の署名の中に見える、「よの中はうきふしげきくれ竹のなど色かへみどりなるらん」という歌に典故を置いている。この歌は、『和泉式部日記』の「くれ竹のうきふししげき世の中にあらじと思ふしはばかりも」、「続古今集」の俊頼の歌「呉竹のうき節しげくなりにけりさのみはよもと思ひしものを」（巻一九・一七九九番）、あるいは「世の中はうきふししげきしのはらや旅にしあればいも夢にみゆ」（俊成卿述懐百首）などの上句に、「色かへぬ青葉の竹のうきふしに身をしる雨のあはれ世の中」（『定家卿藤川百首』）、「呉竹のみどりの色はかはらねど時雨ふりにし籬ともなし」（『土御門院御百首』）などの上句を接げばできあがるのであるから、『撰集抄』作者の創作歌と見てよいと思われる。この歌にいう「みどり」とは、『般若心経』に言う「空」の「色」彩的表现であって、空洞をもつ呉竹の緑、空そのものである空の碧から発想されたものである点は、例えば『千載集』巻一九、「摂政前右大臣の家に百首歌詠ませ侍りける時、法文歌の中に、般若心経の心を詠める 藤原隆信朝臣／呉竹の空しと説ける言の葉は三世の仏の母とこそ聞け」（二二五番）、「同じ百首の時、色即是空々即是色の心を詠める 摂政家の丹後／空しきも色なるものと悟れとや春の御空の緑なるらん」（二二六番）という、二首の詞書と歌とによって知ることができる。つまり真誉の歌は、「世の

中は節の多い呉竹のように憂き節が多く、呉竹が緑色を変色させることがないように、この世の中もなぜ変ることなく虚しいのであろうか」とでも解すべきであろう。四ノ六の一条はそれを承けて、「まだ呉竹の双葉のように年若く、世の中を憂しても虚しとも実感しないほどの若年にも拘らず」と解釈できる。二ノ二の歌を前提として、四ノ六のこの一条が記されたものであろう。

また、四ノ六を読み進めてゆくと、説話末に近く、次のような一文が存在する。

いかなれば、いとけなくして、ゆくすゑはるく⁽¹⁵⁾とおい
出て、三千のせむとにいつかれ給ふべき人たちの、み身を
なき物にしたまひて、かきけち、出いまそかるに……

ここに傍点を附したように、唐突に「人たち」という複数形が見えている。引用文の前には、作者が単数である慶縁と我身とを比較して、自己の未熟を綿々と独白しているのであるから、ここに突如として複数形を使用する必然性はない。少くとも一話完結型の説話としては、慶縁以外の「いとけなき」「人たち」が他に存在することを前提することは異和感が伴う。とすれば、ここに作者が念頭に思い描いた「人たち」とは、西行仮托説話の中にたった三例の例外として登場する、二ノ二の真誉と四ノ六の慶縁と九ノ九の実房ということになろう。ところが実房は左大臣に榮進するような人物であり、この記述の対象たりえない。また『撰集抄』全体では、十代で出家したと描かれる人々に、六ノ三の林懐、六ノ九の恵遠、九ノ五の行真等が見えるが、これらの人々も、「み身をなきものにしたまひて、かきけち」

出奔するという行動とは無縁である。とすれば、この「人たち」に該当する者は、二ノ二の真誉と四ノ六の慶縁の二名ということになろう(九ノ一の覚英を加えれば三名である)。それはとりも直さず、二ノ二を前提として四ノ六が発想され、対句のように案出され、二ノ二と四ノ六の位置に排列されたことを示している。二ノ二と九ノ一との関係、二ノ二と四ノ六との関係といい、あるいは鎖状の説話創作が行われていたのかも知れない。

四

『撰集抄』が「閑居友」と関係を有していることは、野村八良氏⁽¹⁵⁾によって説かれて久しい⁽¹⁶⁾。これには一時期疑義も出されていたが、最近はこの両者の関係を積極的に認定する方向に研究が進展をみせている⁽¹⁶⁾。それは単に『撰集抄』と「閑居友」と間の語句の一致等という次元にとどまらず、『撰集抄』という作品のもつ創作性に、『閑居友』が深く関与しているらしいことに意が向けられるようになったからでもある。その他『撰集抄』は、『詞華集』『和漢朗詠集』『新古今集』などを中心として、八代集のほとんどと関係をもち、『源氏物語』の文章をも採り込んでいる。具に見ると、『撰集抄』は広大な文学世界の中に、しかもそれらの文学的伝統を踏まえた形で、あの独特の文体が草されていることを知る。今は『撰集抄』の章句の出典を穿鑿することが目的ではないので、委細は省略に従うが、一ノ二の説話のように、『詞華集』の詞書と和歌とを敷衍して成ったか

(18) のような説話が存在していることを問題にしたいと思うのである。

叙上のように、「撰集抄」と数多の先行文献との関係が認定され、依拠した説話あるいは和歌を敷衍・潤色し、また改編・脚色する傾向（創作性）が肯定されるとすれば、それは『発心集』の説話を撰取する際にも、同様に働いた発想と考えてよいと思われる。例えば、『撰集抄』六ノ一一「武蔵野郁芳門院侍之事」と『発心集』卷六ノ一二「郁芳門院の侍良、武蔵の野に住む事」とは同根の説話であるにとどまらず、『撰集抄』が直接『発心集』によって説話を構成したものと見ることができる。

発心集

A 西行法師、東
の方修行しける時、
月の夜、武蔵野を
過ぐる事ありけり。
比は八月十日あま
りなれば、昼のや
うなるに、花の色
々露を帯び、虫の
声々風にたぐひつ
つ、心も及ばずは
るばると中に、経
の声聞こゆ。

撰集抄

A さいつころ、
むさし野をすぎ侍
りしに、東西南北
草のみしげりて人
もすまず、草花色
く、にさきみだれ
て、も、うらにか
らにしきをひろげ
たらんこ、ちのし
侍りて、
むさし野はゆ
けども秋のは
てぞなきいか
なる風のすへ

いとあやしく聞
きて、驚かれて声
を尋ねて行きて見
れば、僅かに一間
ばかりなる庵あり。
萩・女郎花をかこ
ひにして、薄・か
るかや・萩などを
取りまぜつつ、上
には葺けり。其の
中に、年たけたる
かれ声にて法華経
をつづり読む。

にふくらん
とはるくおもひ
やりて侍り。
かくて、やうや
くわけ入て見侍る
に、花をたをりて
家ゐするそうあり。
としはいそぢばか
りにもやならんと
みゆるほどになり、
花のつくゑに法花
経まきならべて、
「入於深山思惟仏
道」とたうときこ
ゑしてよめりけり。

ここにも『撰集抄』は、『新古今集』所載の通光の歌を引き、
あたかも西行が武蔵野の草花の織りなす綾錦に感極まつて一首
の歌を口遊んだかのように脚色し、美文調の文章に彫琢を凝ら
している。『撰集抄』が登場人物（特に西行仮托の主人公と交
渉する名もない隠遁者）の年齢を四十―六十歳に劃一化する傾
向については前記したとおりである。「入於深山思惟仏道」と
いう章句は七ノ一三にも見える愛誦句であるから、『撰集抄』
は『発心集』の説話を改作してこの説話を案出したものと見え
る。(19) 他に『撰集抄』と『発心集』との文章が近似している部分

を抄出しておく。

発心集

撰集抄

私は昔、郁芳門院
の侍の長なりしが、
隠れさせおはしま
せし後、やがてさ
まをかへて、

郁芳門院のさぶら
ひに侍しが、女院
にをくれたてまつ
りし時、……手づ
からもとゞりきり
て、

他に『発心集』も『撰集抄』も、ともに武蔵野における食事の話が附加されている。『発心集』は、「おのづから人のあはれみを待ちて侍れば、四五日むなしき時もあり、大方は、此の花の中にて烟立てん事も本意ならぬやうに覚えて、常には、朝夕のさまにはあらず」と、西行の間に答える構成をとっているが、『撰集抄』はそこで、「又食物などは、とき／＼、ゆゝしきてんどうの、ゆきのごとくにしろき物をたびぬれば、くわざるさきに物のほしくもなくになむ」と、問われもしないことを取って附けたように告白するのである。これは、「すでに仙に成にけるにや、ことにありがたくぞ侍る」という、『撰集抄』作者の観念主導の改作とみなしうる。『発心集』を前提にしない限り、木に竹を接いだような『撰集抄』の構成に異和感が伴うのである。

そして以上の点に関連して注目すべき事は、次の引用文に見える両者の認識の差異である。

発心集・

撰集抄

此の花の色々をよ
此野中にすみてす

すがにて、野中に
とまり住みて、お
のづから多くの年
を送り、……
でおほくのとし
を送りぬれど、御
きやうのちからに
や、とら・おうか
みもあやまたず。

『発心集』はこの聖が武蔵野に住みつた理由を、「此の花の色々をよすがにて」と記し、続けて、「もとより秋の草を心にそめ侍りし身なれば、花なき時は、其の跡をしのび、此の比は、色に心をなぐさめつつ、愁はしき事侍らず」とか、「花の中に烟立てん事も本意ならぬやうに覚えて」と記し、花を偏愛する隠遁者の心中を隠さない。一方『撰集抄』は『発心集』に依拠しつつ、「秋の草を心にそめ」る聖の姿を消去している。武蔵野は単に『法華経』読誦の場としての役割しか附与されていないのである。この聖が称讃の対象となる理由は、「とくじゆかずつみて」「御きやうのちから」によって虎狼も危害を加えないばかりか、食事も摂らずにすむ「仙」になっているという点にある。つまり『撰集抄』は自身美文を綴りつつも、「御きやうのちから」を称揚するためにこの説話を雛案したと考えられ、教条的な姿勢が窺える。そこに連胤（長明）と『撰集抄』作者との、説話に向き合う姿勢の差異、延ては個性の相違を、あるいは読みとることができのかも知れない。

更に『発心集』と『撰集抄』との関係は、以上の両話に限らないようである。例えば前引Aの引用文中の破線部は、『撰集抄』中に、一部割愛され一部改変されて採り込まれている点は既述のとおりであるが、ここに割愛された部分が、別の説話中

にレトリックとして採り込まれているのである。「撰集抄」六ノ八「信濃国佐野渡僧入滅之事」に次のような一条が見える。

永曆のすゑ、八月の比、しなの、国さの、わたりをすぎ侍りに、花ことにおもしろく、むしの音こゑく鳴わたりて、ゆきすぎがたく侍りて、野へにはいくわいし侍るに、たまはこの行かふみちのほかに、すこし草かたぶくばかりに見ゆる道あり。いかなるみちにかあらんとゆかしおほえて、たづねいたりて見侍るに、す、き、かるかや、をみなへしを手折て、いほりむすびてゐたる僧あり。よはひよそぢあまりいそぢにもや成ぬらんと見えたり。まへにけしかるすゞりばかりぞ侍るける。

ここに破線を附した部分は、Aの引用文に破線を附した部分と対応している。とすれば、「撰集抄」は「発心集」の一話から新たに二話の説話を構成していると思われることができるのではなからうか。この六ノ八は成立年代の考証に言及される「土御門院御百首」の六首を採り込んだ説話であり、この引用文に六首の歌を接木すれば説話の前半部はほぼ出来上るのである。

「よはひよそぢあまりいそぢ」という年齢は「撰集抄」の西行仮托説話の創作パターンである。従つて六ノ八と六ノ一一とは「発心集」の一話から派生した兄弟関係にある説話であつて、「発心集」に触発された観念の所産なのであろう。そしてここにも形は変るとは言え、「対」方式の説話創作の経緯が読みとれるように思われるのである。

叙上のように、「撰集抄」と「発心集」とが多少の異質性をもちながらも直接的に繋つていると見ることができらば、

「撰集抄」中の西行（仮托の主人公）の出家譚、あるいはその妻子に関する逸話は、すべて「発心集」の西行説話が核になつていてと考えてよいようである。「撰集抄」中に西行仮托の主人公が、自身の出家、あるいは妻子について具体的に語る場面は次の三ヶ所である。

○長承のすゑのとしよりむじやう心にしみて、きみのちうきんよしなくて、さいしをふりすて、出侍りしかば我身はるらうの世をすて人となる。ちぎりをむすびしおんなはかざりおろして、かやうのかうや別所とかやにすみ侍り。むすめはゆかりにつるて都にとまりきとうけ給りき。さいし三所にわかれて、むつごとのふるわざも侍らず。(六ノ三)
○長承のすへのとし、出家の、ぞみとけて、たうとき所くをも順礼し、おもしろき所をも見まゆかしおほえて、吉野山にさかのぼりて、みとせををくり侍りき。(七ノ一〇)
○(西行の妻)や、ほどへてなみだをおさへて云やう、「……過ぬるやよひの比、かしらをおろしてかくまかりなれり。一人のむすめをば、は、かたのをばなる人のもとにあづけをきて、高野のおくあまののべつしよにすみ侍る也。……」

(九ノ一〇)

これで見ると、西行は「長承のすゑ(へ)のとし」に「さいしをふりすて、」出家、妻もその後「やよひの比、かしらをおろして」「高野のおくあまののべつしよ」に住み、娘は「は、かたのをばなる人のもとにあづけを」かかっていることが推察され、各説話間に矛盾は見えない。「撰集抄」の作者が西行に関して以上のことを知りうる文献は、現存のものでは「発心集」

と『西行物語』のみであろう。(20)けれども『西行物語』は周知のように大治二年出家説を採っており、前引の武蔵野の聖に関する説話も『発心集』と直接関係して、『撰集抄』と交渉したとは考えられないので、この一連の述懐は『発心集』に拠っていると思われるのである。その場合、引用文の傍線部は、二ノ四に「ひろく国々にへめぐりて、やむ事なきてらぐ、おもしろきところぐはいくわいし侍りしが」と、同様の文が見えているのであるから、文章の遠近は問わなくてもよいと思われる。『発心集』には西行の出家の年次は記されず、西行の出家後、一人娘は「弟のぬしの子」となり、後に「九条の民部卿の御女に、冷泉殿と聞こえける」「母にゆかり」ある人の子となつたこと、更に「高野のふもとに天野という所にさいだちて母が尼になりて居たる所に行きて、同じ心に」勤めたことを記している(以上、六ノ五「西行が女子、出家の事」)。『撰集抄』が娘の出家について黙して語らぬことは、いささか不審であるが、「さいし三所にわかれて、むつごとのぶるわざも侍らず」という設定になっているからであろう。いずれにしても『撰集抄』と『発心集』との間には根本的な矛盾は見られない。『発心集』に見えぬ「長承のすゑ」という年次は、『撰集抄』の創作説話のパターンであつたことは前述のとおりである。「は、かたのをばなる人」という表現も、西行の娘からみて「は、かたのをば」にあたる人を指すのであろうが、それが西行の妻の口で語られている。これも『発心集』の、「九条の民部卿の御女に、冷泉殿と聞こえける人は、母にゆかりありて」という一文を不注意に採り込んだ結果とみれば納得がゆく(「は、かたのをば」

という表現は六ノ二にも見える)。

以上、『発心集』の説話を基にした『撰集抄』の西行仮託説話創作の方法を論じてきたのであるが、『発心集』との関係上、三点ほど留意すべきことがあつたように思う。

まずその一は、『撰集抄』作者の教条主義的傾向である。『撰集抄』の作者は眼にした説話の中から自他に対する教訓を汲みとるといふ点に飽き足らず、むしろ『摩訶止観』や経文などを優先させ、それらのドグマに見合う形で説話を編纂、改作しているらしい。『撰集抄』中に頻出する、「たくみのことをいやしげにひきなし侍る也」(一ノ三)、「たくみのことばをいやしきさまにひきならしぬるはゞかり」(一ノ八)、「ふるきたくみのこと葉を、いやしげにひきなすわざのはばかり」(九ノ二)などの文言は、単に自卑のことばとしてのみ受けとれぬものがあると云わねばならない。

その二として、『撰集抄』は一つのパターンをもとに、同趣旨の説話を二乃至三話案出しているらしいことである。これらは集中に連続して出現することがないので、一見それと気附かないのであるが、五ノ一一と九ノ八、二ノ二と四ノ六と九ノ一、六ノ八と六ノ一などを分析すれば、一話が他話との関連において書かれたものである点が理解できるかと思う。つまり『撰集抄』には、発想を等しくする説話が、舞台装置を異にして、集中に按排されているらしいのである。それは集全体に直ちに適用できるか否か今少し慎重でなければならぬが、対句のように発想された説話の連鎖を辿ることによって、『撰集抄』創作のからくりが、延てはその諸相が、或いは明確になるかも

知れない。

更にその三として、『撰集抄』は単に説話を集成した説話集であるにとどまらず、序・跋を含めて、その語り手に西行を挙用することによって、多くの破綻にも拘らず、ともかく「集」としての統一性を保っていることである。『西行物語』をひとつの西行伝とすれば、それは後世の人々が「誤読」したように、やはりもう一つの西行伝として発想されているらしいのである。「西行伝」という呼称が不穏当ならば、木下資一氏の提起されたように、「物語的創作契機に基づく説話集」と言い換えてもよい。『撰集抄』が小説的興味をひく要因は、西行仮托の構想とその創作性に由来すると思われる。

〔附記〕

この論は説話文学談話会の例会で口頭発表した草稿に手を加えたものである。その折、会員諸氏より貴重な御教示を得た。記して深謝の意に替える。

(1) 『撰集抄』の説話番号・説話題は、西尾光一氏『撰集抄』(岩波文庫、昭45・1刊)により、引用は安田孝子氏他『撰集抄・校本篇』(昭54・12刊)所収の鈴鹿本を復元して用いた。なお引用文は、岩波文庫本を参照し、私意によって句読点・濁点を附し、鈴鹿本の補入文字はそのまま本文に採り込んでいる。

(2) 歌番号は正統『国歌大観』による。以下同じ。

(3) 西尾光一氏、註(1)の解説。

(4) 小島孝之氏『撰集抄』の方法覚え書〔『実践国文学』第

12号、昭52・10)。木下資一氏『撰集抄』形成論のための一考察——説話を素材とした物語的説話——〔『国語と国文学』第55巻第12号、昭53・12〕。

(5) (6) 西尾光一氏、註(1)の解説。

(7) 篠原昭二氏の御示教によった。

(8) 小島孝之氏『撰集抄』形成私論(二)——巻八を中心として——〔『実践紀要』第20集、昭53・3〕。

(9) 岩波文庫本に校訂されているように、治暦四年をとった。

(10) 沼波政保氏『配所の月』私見——『撰集抄』巻四第五話を中心に——〔『同朋学園仏教文化研究所紀要』創刊号、昭54・3〕。この元和十五年説に関して補記しておく、延慶本『平家物語』二本・二八「師長尾張国被流給事」の章

段中に、「彼の唐の太子賓客白楽天元和十五年の秋九江郡の司馬に左遷せられて、尋陽の江の口りに馳騁し給ける古きよしみを思遣て……」とあり、「多武峯連事」第四「尋陽陽江連事」〔『日本歌謡集成』巻五・近古篇へ昭35・4改訂版刊〕所収)に、「其唐大原白居易元和十五年秋、潯陽ノ江ノ頭リシテ聞キ彈スル琵琶ヲ為リシ長句ノ歌ヲ其名句ニテ候ゾヤ」とある。『撰集抄』を含めた三者の相互関係は、今詳かとしなが、元和十五年白楽天左遷説が、特に『撰集抄』作者の捏造ではなく、史実として信じられていたらしい徴証を垣間見させている。

(11) 三木紀人氏は、『仏教説話集』〔『仏教文学の古典』(下)〕所収、昭55・3刊)、『撰集抄』の項で、『撰集抄』と『閑居友』の跋文は「構文上酷似する」と述べておられる。

- (12) 一ノ五、三ノ一、三ノ五、三ノ九、四ノ三、五ノ一三、六ノ四、六ノ八、六ノ一一、七ノ一〇、九ノ八、九ノ一一。
- (13) 『発心集』の引用・説話番号は、新潮日本古典集成本(昭51・10刊)による。
- (14) 野村八良氏「鎌倉時代文学新論」(大11・12刊) 285頁、「近代古時代説話文学論」(昭10・9刊) 193頁。
- (15) 小林忠雄氏「撰集抄に関する一考察——歌物語の検討と著作年代の考證を中心に——」(『国学院雑誌』第46巻9号、昭15・9)。
- (16) 平井卓郎氏「撰集抄試論」(『国語と国文学』第18巻第10号、昭16・10)。永井義憲氏「閑居友の作者成立及び素材について」(『日本仏教文学研究』第1集所収、昭41・10刊、初出は昭30・1)。美濃部重克氏「閑居友」(中世の文学、昭49・12刊)解説。小島孝之氏「撰集抄」形成私論」(『国語と国文学』第54巻第5号、昭52・5)。他。
- (17) 今野達氏「撰集抄の成立について——その年次と性格——」(『国語国文』昭31・12)。小島孝之氏、註(8)論文。
- (18) 木下資一氏、註(4)に同じ。氏はその後註で、この両者の関係に注目されている。
- (19) 拙稿「西行物語の形成」(『文学』第46巻第10号、昭53・10)に、このような説話受容のあり方を、「西行物語」と「発心集」に則して略述した。
- (20) 私は「撰集抄」は「続古今集」と関係をもつと見るので、その成立は「西行物語」の成立以後と考えている。「西行物語」の成立については註(19)の拙稿を参照されたい。
- (21) 拙稿、註(19)に同じ。
- (22) 木下資一氏、註(4)に同じ。
- (三重県立桑名高校教諭)